

第55期 定時株主総会 招集ご通知

平成27年5月26日（火曜日）開催

目次

第55期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	
1. 企業集団の現況に関する事項	2
2. 会社の株式に関する事項	10
3. 会社の新株予約権等に関する事項	12
4. 会社役員に関する事項	14
5. 会計監査人の状況	17
6. 会社の体制及び方針	18
7. その他会社の状況に関する重要な事項	21
連結計算書類	
連結貸借対照表	22
連結損益計算書	23
連結株主資本等変動計算書	24
連結注記表	25
個別計算書類	
貸借対照表	33
損益計算書	34
株主資本等変動計算書	35
個別注記表	37
監査報告書	
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本	44
会計監査人の監査報告書謄本	45
監査役会の監査報告書謄本	46
株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更の件	47
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)9名選任の件	51
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	56
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額決定の件	58
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	59
株主総会会場ご案内図	末尾

議決権行使に関するお願い

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成27年5月25日（月曜日）午後5時45分までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

(証券コード 9945)

平成27年5月8日

株 主 各 位

福岡市博多区上牟田一丁目19番21号

株式会社プレナス

代表取締役社長 塩 井 辰 男

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、何卒ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成27年5月25日（月曜日）午後5時45分までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年5月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第55期（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第55期（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.plenus.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成26年3月1日から)
(平成27年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善等により緩やかに回復したものの、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動もあって生産が弱含み、設備投資も低迷する等、力強さを欠きました。

当外食産業におきましては、物価の上昇や天候不順等の影響もあり、個人消費の回復が遅れ、加えて原材料価格の上昇や人手不足が大きな課題となる等、厳しい事業環境が続きました。

このような状況の中、当社グループにおきましては、引き続き新規出店を推進すると共に、店舗のQSC（品質、接客、清潔感）向上、商品力の強化、効果的な販売促進活動の展開に努めました。また、「ほっともっと事業」においてフランチャイズ展開を推進すると共に、「やよい軒事業」においても加盟店の募集を行い、さらなる事業基盤の強化に向けて、活動いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、1,525億85百万円（前期比1.0%増）、営業利益は67億2百万円（前期比15.6%減）、経常利益は77億8百万円（前期比11.7%減）、当期純利益は42億36百万円（前期比15.6%減）となりました。売上高につきましては、新規出店により店舗数が増加したことが要因で、前期実績を上回りました。利益面につきましては、売上高の増加があったものの、店舗運営に係る人件費等の増加が要因で、前期実績を下回りました。

[国内における店舗展開の状況]

	前連結会計 年度末	新規出店	退店	当連結会計 年度末	改装・移転
ほっともっと	2,692店	124店	88店	2,728店	153店
やよい軒	247店	30店	3店	274店	14店
MKレストラン	32店	—	1店	31店	1店
合計	2,971店	154店	92店	3,033店	168店

[海外における店舗展開の状況]

	展開エリア	前連結会計 年度末	新規出店	退店	当連結会計 年度末
ほっともっと	中国	5店	1店	—	6店
	韓国	4店	2店	2店	4店
やよい軒	タイ	115店	18店	4店	129店
	シンガポール	4店	2店	—	6店
	オーストラリア	—	1店	—	1店
	台湾	—	2店	—	2店
合計	—	128店	26店	6店	148店

セグメントの業績は次のとおりであります。

【ほっともっと事業】

初めて生のまぐろを使用した海鮮メニュー「ねぎまぐろ丼」や、豆腐が主役の「豆腐牛めし」等、お客様の多様なニーズにお応えする新商品を発売いたしました。また、おいしさだけでなく健康にもこだわった「金芽ごはん」を使用して、店内調理による手づくりの特長を活かした商品の提供に努め、競合店との差別化を図りました。

加えて、webを利用した宅配・受取予約・物販の新サービス「Netto Motto（ネットモット）」を全店で導入し、お客様に新たな「ほっともっと」の利用方法を提供することで、利便性の向上を図りました。

昨年12月には、商品価格の改定を実施いたしました。原材料や人件費等の店舗運営に係るコストが、中長期的に上昇傾向にあるため、全商品一律10円の価格改定といたしました。

フランチャイズ展開につきましては、「ユニットFC制度」を利用して、引き続き新規オーナーの獲得及び既存オーナーの多店舗化に積極的に取り組んだ結果、加盟店は順調に増加しております。

しかしながら、既存店売上高は、前期比99.9%とわずかに前期実績を下回りました。

以上の結果、売上高は、1,217億23百万円（前期比1.2%減）、営業利益は49億11百万円（前期比24.5%減）となりました。売上高につきましては、店舗数は増加したものの、直営店の加盟店への移管が進んだことにより、前期実績を

下回りました。営業利益につきましては、店舗運営に係る人件費等の増加が要因で、前期実績を下回りました。

【やよい軒事業】

素材や手作り感にこだわった定食メニューをお手頃な価格で提供することを基本に、「冷汁ととり南蛮の定食」「すき焼き定食」等の郷土性や季節感を取り入れた商品を発売し、他店との差別化を図りました。また、お客様に快適にご利用いただけるよう、店舗のQ S Cの向上に努めると共に、テレビCMの放映やディスカウントキャンペーンを効果的に実施し、お客様の来店促進を図りました。

また、原材料や人件費等の店舗運営に係るコストが、中長期的に上昇傾向にあるため、本年1月に価格改定を実施いたしました。

さらに、本格的にフランチャイズ展開を推進するため、新規オーナーの募集を行い、加盟店の増加に努めました。

店舗展開につきましては、初めて四国地方に出店する等、事業展開エリアを着実に広げております。

これらにより、既存店売上高は、前期比103.4%となり、5期連続で前期実績を上回りました。

以上の結果、売上高は275億85百万円（前期比13.0%増）、営業利益は18億51百万円（前期比20.2%増）となりました。

【MKレストラン事業】

豊富な具材と個性豊かなスープが選べる「MK鍋」に、本格飲茶や一品料理も取り揃え、より多くのお客様にお楽しみいただけるメニューに一新いたしました。また、店舗のQ S Cの向上に努めると共に、テレビCMの放映や携帯電話・スマートフォンを利用した「MKポイントサービス」会員の獲得にも注力する等、お客様の来店促進を図りましたが、既存店売上高は前期比97.7%にとどまりました。

以上の結果、売上高は32億76百万円（前期比7.0%減）、営業利益は1億20百万円（前期比82.8%増）となりました。

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

① 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資総額は87億34百万円であり、そのうち主なものは次のとおりであります。

直営店建物及び内装設備（339店舗） 51億34百万円

② 資金調達の状況

上記①の設備投資資金につきましては、自己資金にて充当いたしました。

(3) 財産及び損益の状況の推移

(単位 百万円)

項 目	期 別			
	第 52 期 (23/3～24/2)	第 53 期 (24/3～25/2)	第 54 期 (25/3～26/2)	第 55 期 (26/3～27/2)
売 上 高	127,068	141,589	151,067	152,585
経 常 利 益	6,696	7,153	8,727	7,708
当 期 純 利 益	1,960	2,906	5,018	4,236
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	51円30銭	76円07銭	131円33銭	110円85銭
総 資 産	78,505	81,429	86,208	87,184
純 資 産	56,185	57,242	60,406	62,907
1 株 当 た り 純 資 産	1,467円90銭	1,494円25銭	1,575円64銭	1,636円94銭

(注) 第55期の当期純利益の減少につきましては、新規出店による店舗数の増加により売上高の増加があったものの、店舗運営に係る人件費等の増加が要因で、前期実績を下回りました。

(4) 対処すべき課題

今後、国内の市場環境は、少子高齢化の進行による規模縮小に加え、企業間競争が一層激化する等、厳しい状況が続くと予想されます。

このような環境下にあつて、当社グループは、「ほっともっと」「やよい軒」「MKレストラン」の3つの事業に経営資源を集中し、店舗の収益力の向上と新規出店の推進に取り組み、以下の課題に対処してまいります。

① 食の安全・安心の確保

消費者の食の安全・安心へのニーズはますます高まっております。当社グループは、食の事業に携わる企業として、食の安全性を確保し、お客様に安心してご利用いただけることを、何より優先しなければならない重要事項であると認識しております。このため今後とも品質管理の徹底を図ると共に、新たに食の安全・安心に懸念を抱かせる事象が発生した場合には、適宜当社グループの品質基準を見直す等、食の安全性の確保に努めます。

② 原材料の安定調達・安定供給体制の確保

世界的な食材の調達競争が厳しさを増す中で、良質の原材料を安定的に調達し、安価で店舗に供給する体制の確保は、当社グループにとって重要な課題であります。このため、各取引先との協力・連携を強化すると共に、グループ内に蓄積した海外市場からの輸入ノウハウを活用する等、購買力の強化に努めます。併せて、店舗展開エリアの拡大に伴う物流システム・物流網整備につきましても、適宜見直し効率化に取り組みます。

③ 商品力及び販売力の充実

厳しい企業間競争の中で、商品力及び販売力の強化が必要となります。このため、幅広い顧客ニーズを捉えた新商品の開発や定番商品の付加価値向上により、商品力の強化に努めます。また、話題性のあるキャンペーンを実施して広告効果を高めると共に、店舗マニュアルの徹底等を通してQSCの向上を図る等、販売力の強化に努めます。

④ よりよい物件の確保

新規出店を進める上で、お客様にとって、より利便性が高い物件を確保することは重要な課題であります。このため、物件情報の収集力強化及び商圈調査や売上予測等の精度向上を図り、収益力の高い店舗の増加に努めます。

⑤ 人材の確保・教育

当社グループが、長期的に成長を続けるために、人材の確保・育成が重要な課題であります。このため当社グループの将来を担う人材を積極的に採用すると共に、教育・研修等を充実して育成を図ります。

⑥ 環境保護や社会貢献活動への取り組み

企業も社会の一員として、環境保護や社会貢献活動等に積極的に取り組みつつ事業活動を行うことが求められております。当社グループでは、事業活動を通して、店舗での無洗米の使用、フライ油リサイクルシステムへの取り組み（店舗における使用済みのフライ油を配送用トラック燃料に再利用するしくみ）を継続すると共に、LED照明や太陽光発電システムを導入した店舗の設置等、環境保護に努めます。

併せて、スポーツ支援等を通じた社会貢献活動にも積極的に取り組みます。

以上のことにより、長期的かつ安定的に企業価値の向上を目指してまいり所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援とご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社プレナス・エムケイ	250百万円	87.8%	鍋料理や飲茶等を提供するレストランの運営
株式会社プレナスフーズ	50百万円	100.0%	食肉の加工業務
北京好麦道餐飲管理有限公司	32,000千人民币	55.0%	中国における持ち帰り弁当販売店の運営

(注) 1. 当連結会計年度より、北京好麦道餐飲管理有限公司（中国）を連結の範囲に含めております。

2. 当社の連結子会社は、上記の3社であり、平成25年3月にオーストラリアにおいて設立したPLENUS AusT PTY. LTD.、平成25年10月に設立した株式会社プレナスワークサービス、平成26年1月に台湾において設立した臺灣富禮納思股份有限公司及び平成26年2月にアメリカにおいて設立したPlenus, Inc. は非連結子会社であります。

(6) 主要な事業内容（平成27年2月28日現在）

当社グループは、外食事業を中心に事業活動を展開しております。

事業の区分	主要な事業内容
ほっともっと事業	持ち帰り弁当販売店「ほっともっと」をフランチャイズチェーンシステムにより全国的に展開しており、直営店の運営と加盟店等に対する経営指導並びに食材・包装等資材の販売を行っております。また、海外でも連結子会社等による店舗展開を行っております。
やよい軒事業	定食店「やよい軒」を全国的に展開しており、直営店の運営と加盟店等に対する経営指導並びに食材・包装等資材の販売を行っております。
MKレストラン事業	鍋料理を中心に本格飲茶やアラカルト料理を提供する「MKレストラン」を店舗展開しております。

(7) 企業集団の主要拠点等（平成27年2月28日現在）

① 主要な事業所及び工場等

名	称	主要な事業所及び工場	所在地
当	社	本社 東京オフィス 九州精米センター 関東精米センター	福岡市 東京都中央区 福岡県朝倉市 埼玉県北葛飾郡杉戸町
株式会社プレナス・エムケイ		本社	福岡市
株式会社プレナスフーズ		本社 甘木工場 広川工場 関東工場	福岡県朝倉市 福岡県朝倉市 福岡県八女郡広川町 埼玉県北葛飾郡杉戸町
北京好麦道餐飲管理有限公司		本社	中国

② 店舗

業態別	営業店数	都 道 府 県 別						
ほっともっと	直営店 1,381	北海道	69(63)	富山県	2(1)	和歌山県	7(2)	
	加盟店 1,165	青森県	2(8)	石川県	2(5)	岡山県	30(3)	
岩手県		5(3)	福井県	3(1)	山口県	22(41)		
宮城県		26(37)	山梨県	15(12)	徳島県	15(3)		
秋田県		11(2)	長野県	43(28)	香川県	30(1)		
山形県		23(7)	岐阜県	29(13)	愛媛県	23(3)		
福島県		40(19)	静岡県	51(28)	高知県	8(2)		
栃木県		33(27)	愛知県	76(57)	福岡県	73(212)		
群馬県		51(18)	三重県	18(16)	佐賀県	20(35)		
埼玉県		73(69)	滋賀県	4(4)	長崎県	19(75)		
千葉県		60(55)	京都府	9(4)	熊本県	28(67)		
東京都		141(47)	大阪府	69(18)	大分県	45(19)		
神奈川県		57(53)	兵庫県	49(15)	宮崎県	31(22)		
新潟県		35(27)	奈良県	8(3)	鹿児島県	26(40)		
地区本部 182		茨城県	—(64)	広島県	—(30)	沖縄県	—(88)	
やよい軒		直営店 254	栃木県	6	愛知県	4(1)	香川県	1
			群馬県	2	岐阜県	1(1)	愛媛県	2
			埼玉県	14	滋賀県	4	福岡県	24(3)
	加盟店 20	千葉県	15	京都府	8(1)	佐賀県	2	
		東京都	57(2)	大阪府	48(1)	長崎県	1(2)	
		神奈川県	12(3)	兵庫県	5(1)	熊本県	6	
		石川県	2	奈良県	3(1)	大分県	5	
		福井県	1	岡山県	5	宮崎県	2	
		山梨県	2(1)	広島県	12(2)	鹿児島県	4(1)	
		静岡県	4	山口県	2			
		MKレストラン	直営店 31	東京都	1	佐賀県	1	大分県
山口県	2			長崎県	3	鹿児島県	1	
福岡県	17			熊本県	4			

- (注) 1. 加盟店舗数は()内に外数で記載しております。
 2. 「地区本部」は、当社が地区単位で一括してフランチャイズ契約を締結した相手先であります。
 3. 「ほっともっと」における直営店の店舗数には、パートナーチェーン店舗354店が含まれております。

(8) 従業員の状況（平成27年2月28日現在）

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)	前連結会計年度 末比増減(名)
ほっともっと事業	1,130(5,942)	51(△520)
やよい軒事業	240(2,528)	△1(249)
MKレストラン事業	59(285)	△12(△32)
全社	162(0)	5(△1)
合計	1,591(8,755)	43(△304)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に外数で記載しております。
なお、臨時従業員数の内訳は、契約社員13名とパートタイマーの最近1年間の平均
雇用人員8,742名(1日8時間換算)であります。
2. 全社として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門
等に所属しているものであります。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 92,568,000株
- (2) 発行済株式の総数 44,392,680株
(うち、自己株式 6,174,610株)
- (3) 株主数 36,950名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
塩井末幸	8,393	21.96
有限会社塩井興産	3,386	8.86
合同会社リフレーミング	1,800	4.71
塩井高明	1,762	4.61
塩井辰男	1,249	3.27
株式会社福岡銀行	1,151	3.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,141	2.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (退職給付信託口)	1,080	2.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,005	2.63
プレナス共栄会	522	1.37

- (注) 1. 当社は、自己株式6,174,610株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式(6,174,610株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	2010年度 新株予約権	2011年度 新株予約権	2012年度 新株予約権
発行決議日	平成22年 6月14日	平成23年 6月20日	平成24年 6月18日
区分	取締役	取締役	取締役
保有人数及び新株予約権の数	9名 398個	9名 388個	10名 366個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式39,800株 (新株予約権1個当たり100株)	普通株式38,800株 (新株予約権1個当たり100株)	普通株式36,600株 (新株予約権1個当たり100株)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2010年 7月13日から 2050年 7月12日まで	2011年 7月13日から 2051年 7月12日まで	2012年 7月11日から 2052年 7月10日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1
新株予約権の取得条項	(注) 2	(注) 2	(注) 2

	2013年度 新株予約権	2014年度 新株予約権
発行決議日	平成25年 6月17日	平成26年 6月16日
区分	取締役	取締役
保有人数及び新株予約権の数	10名 334個	10名 217個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式33,400株 (新株予約権1個当たり100株)	普通株式21,700株 (新株予約権1個当たり100株)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2013年 7月11日から 2053年 7月10日まで	2014年 7月12日から 2054年 7月11日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 1	(注) 1
新株予約権の取得条項	(注) 2	(注) 2

(注) 1. ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が当社の休業日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

- ② その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
2. 当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年2月28日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
塩井末幸	代表取締役会長	有限会社塩井興産 取締役社長 株式会社プレナス・エムケイ 代表取締役社長 株式会社九州トーヨー 代表取締役社長 北京好麦道餐飲管理有限公司 董事長
塩井辰男	代表取締役社長	
本川嘉史	代表取締役副社長	株式会社アサツー ディ・ケイ 代表取締役・取締役会議長
塩井高明	専務取締役 (商品・営業企画・商品開発担当)	
鈴木博	取締役 (経理・経営管理担当)	
大楠泰弘	取締役 (総務・法務・人事担当)	
田淵豪	取締役 (やよい軒(営業・FC開発・業務) ・海外事業担当)	
立花英信	取締役 (営業統括本部長(RC・PC統括) ・QC・物流・情報システム・店舗 ソリューション企画担当)	
布山稔	取締役 (営業統括本部長(FC開発統括) ・立地開発・店舗設備担当)	
金子史朗	取締役 (営業統括本部長(FC統括))	
長沼孝一郎	取締役	
松永宏昭	常勤監査役	
高橋勉	常勤監査役	
村田純一	監査役	
礪山誠二	監査役	
吉戒孝	監査役	株式会社西日本シティ銀行 代表取締役副頭取 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ 代表取締役副社長 株式会社福岡銀行 代表取締役副頭取

- (注) 1. 取締役長沼孝一郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役村田純一、礪山誠二及び吉戒 孝の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役村田純一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役長沼孝一郎氏及び監査役村田純一、礪山誠二及び吉戒 孝の3氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 取締役長沼孝一郎氏は、平成27年3月27日をもって株式会社アサツー ディ・ケイの代表取締役・取締役会議長を退任し、同社の最高顧問に就任しております。
6. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。
長沼孝一郎氏は、平成26年5月28日開催の第54期定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしました。
7. 取締役の担当業務を次のとおり変更いたしました。

氏 名	新	旧	異動年月日
田 渕 豪	取 締 役 (やよい軒(営業・FC開発・業務)・海外事業担当)	取 締 役 (やよい軒営業・やよい軒FC開発・海外事業担当)	平成26年9月1日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	基本報酬	ストック オプション	合計
	百万円	百万円	百万円
取締役11名 (うち、社外取締役1名)	223 (2)	46 (—)	270 (2)
監査役5名 (うち、社外監査役3名)	31 (7)	— (—)	31 (7)
合計	254	46	301

- (注) 1. 基本報酬は、取締役については、平成26年5月28日開催の第54期定時株主総会にて年額350百万円以内(うち、社外取締役分は年額20百万円以内)、監査役については平成19年5月25日開催の第47期定時株主総会にて年額50百万円以内とご承認いただいている報酬であります。
2. 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとして、基本報酬とは別枠で平成22年5月25日開催の第50期定時株主総会にて年額70百万円以内の範囲内でストックオプションとして新株予約権を割り当てることにつきご承認をいただいております。

3. 上記ストックオプションの額は、平成26年6月16日開催の取締役会決議に基づきストックオプションとして割り当てられた新株予約権による当期費用計上額であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役 長沼 孝一郎氏

株式会社アサツー ディ・ケイの代表取締役・取締役会議長であり、当社との間で同社を広告代理店とする取引を行っております。

監査役 礒山 誠二氏

株式会社西日本シティ銀行の代表取締役副頭取であり、同行と当社は銀行取引を行っております。

監査役 吉戒 孝氏

株式会社ふくおかフィナンシャルグループの代表取締役副社長及び株式会社福岡銀行の代表取締役副頭取であり、同行と当社は銀行取引を行っております。

② 主な活動状況

取締役 長沼 孝一郎氏

当期における主な活動状況としましては、就任後に開催された取締役会15回中12回に出席し、企業経営での豊富な経営経験や見識をもとに、必要な発言を適宜行っております。

監査役 村田 純一氏

当期における主な活動状況としましては、当期に開催した取締役会20回中13回に、また、監査役会8回中5回に出席し、税理士として専門的知識・経験等をもとに、必要な発言を適宜行っております。

監査役 礒山 誠二氏

当期における主な活動状況としましては、当期に開催した取締役会20回中15回に、また、監査役会8回全てに出席し、銀行経営での豊富な経営経験や見識をもとに、必要な発言を適宜行っております。

監査役 吉戒 孝氏

当期における主な活動状況としましては、当期に開催した取締役会20回中17回に、また、監査役会8回全てに出席し、銀行経営での豊富な経営経験や見識をもとに、必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外役員との間で会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

会計監査人の報酬等の額	45百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	45百万円

(注) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益は、上記金額以外にはありません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、監査役会において、会計監査人が会社法第340条第1項各号に掲げる事由に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意による決議で会計監査人を解任することを基本としております。しかしながら、諸般の事情により監査役会において当該解任決議がなされない場合、又は、会社都合による場合には、取締役会において、監査役会の意見も踏まえたくて会計監査人の解任又は不再任について検討します。その結果、取締役会が解任又は不再任を妥当と判断した場合には、監査役会の同意を得て、会計監査人を解任若しくは不再任とする議案、又は他の会計監査人を選任する議案を株主総会に提出します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月25日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員が社会的責任を自覚し、法令はもとより定款をはじめとする社内ルール・創業精神・企業理念を遵守する精神を高められる企業風土を醸成するための教育、研修及び啓蒙活動を継続的かつ必要に応じ適宜行う。

また、法令違反の早期発見及び迅速かつ適切な対応を行うため「ヘルプライン」「ハラスメント相談」を設置し、これを運用する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程等に従い、その保存媒体に応じて適切に、検索・閲覧可能な状態で定められた期間、保存及び管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

食の安全性及び衛生管理、原材料の調達に係るリスクなどをはじめとする経常的なリスクについては、業務分掌規程にて定めた各部署の役割に基づき、それぞれの担当部署が中心となり、各種マニュアル等に従いこれに対処すると共に、リスク発生防止策の推進に努める。なお、各種マニュアル等の作成にあたっては、必要に応じ、外部専門家の助言を得ている。また、内部監査室は各部署（各支店や店舗を含む）の監査を定期的に行い、マニュアル等の遵守状況を監査する。

なお、新たに認識されたリスクについては、速やかに取締役会もしくは経営ミーティングで対応を検討し、担当取締役を定め、必要に応じマニュアル等を作成したうえで対処する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程に基づき、責任と権限が明確な組織を構築すると共に、業務の意思決定及び遂行が効率的に行われる体制をとる。

また、重要な事項に関する意思決定機関としての取締役会を、原則として月1回、必要に応じて随時開催すると共に、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、経営課題の協議を中心とする経営ミーティングを週1回開催する。

なお、事業年度における計数的目標（予算）を部署ごとに定め、実績との比較検討を通じ経営効率の向上を図る。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

各子会社については、関係会社管理規程に基づく管理、指導及び監査を行うと共に、その経営状態を把握するための会議を月1回開催する。

なお、法令違反の早期発見及び迅速かつ適切な対応を行うための「ヘルプライン」「ハラスメント相談」については、その範囲を当社及び子会社とする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が求めた場合、その職務を補助すべき従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的内容は監査役会の意見を参考にする。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき者として配置された従業員の人事（異動・処遇・懲戒など）については、監査役会と人事部が事前に協議を行うこととする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び従業員は、法令で定められた事項のほか、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実などについては、監査役に遅滞・遺漏なく、かつ適切に報告する。また、監査役が監査を行ううえで必要とする事項についても同様に報告を行う。
- ⑨ その他監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、業務の意思決定に至るプロセスのほか、監査に必要な情報を把握するため、取締役会、経営ミーティングへ出席すると共に、必要に応じ、その他会議へ出席できることに加え、資料等の閲覧も自由に行うことができる。
また、監査役は、必要があれば内部監査室に調査を求めることができる。
なお、監査役、内部監査室及び会計監査人は、相互に連携を保つ。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様からお預かりした資本を有効活用することによって得た利益について、継続的かつ安定的な配当を実施することを前提に、明確な基準に基づく配分の実施を基本方針としております。具体的には、年間配当50円以上の実施を基本とし、年間配当性向30%（連結ベースでの1株当たり当期純利益）を基準に配当することにいたしております。内部留保資金につきましては、経営体質の強化を図るための貴重な資金として捉え、今後の中長期的視野での事業展開等に有効活用させていただく予定であります。また、当社は、資本政策及び配当政策の機動性確保の観点から、剰余金の配当等の決定機関を取締役会としております。

7. その他会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(注) 本事業報告の記載について

1. 金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 比率は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年2月28日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	34,281	流動負債	15,424
現金及び預金	23,748	支払手形及び買掛金	4,912
受取手形及び売掛金	2,343	リース債務	6
商品及び製品	5,357	未払法人税等	310
原材料及び貯蔵品	49	賞与引当金	319
繰延税金資産	472	ポイント引当金	95
その他	2,472	株主優待引当金	76
貸倒引当金	△163	資産除去債務	22
固定資産	52,903	その他	9,680
有形固定資産	36,817	固定負債	8,852
建物及び構築物	26,665	リース債務	17
機械装置及び運搬具	645	長期預り保証金	3,880
土地	7,542	資産除去債務	4,357
リース資産	4	その他	597
建設仮勘定	143	負債合計	24,276
その他	1,816	(純資産の部)	
無形固定資産	501	株主資本	62,500
その他	501	資本金	3,461
投資その他の資産	15,584	資本剰余金	4,916
投資有価証券	1,090	利益剰余金	66,157
長期貸付金	1,936	自己株式	△12,035
繰延税金資産	1,153	その他の包括利益累計額	60
差入保証金	7,047	その他有価証券評価差額金	18
投資不動産	2,397	繰延ヘッジ損益	2
その他	1,978	為替換算調整勘定	39
貸倒引当金	△19	新株予約権	235
		少数株主持分	110
		純資産合計	62,907
資産合計	87,184	負債及び純資産合計	87,184

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

(単位 百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		152,585
売上	原価		70,763
販売費	総利益		81,822
及び	一般管理費		75,120
営業	利益		6,702
営業	外収		1,092
受取	利息	66	
受取	配当	7	
為替	差益	587	
固定	資産	157	
受取	補償	123	
分法	による	15	
その	の	134	
営業	外費用		86
固定	資産	30	
貸借	契約	7	
その	の	48	
経常	利益		7,708
特別	利益		102
固定	資産	8	
関係	会社	94	
特別	損失		1,026
固定	資産	317	
減損	の	663	
その	の	44	
税金	調整		6,784
法人	税	1,727	
法人	税	850	
少数	株主		4,207
少数	株主		△29
当期	純利益		4,236

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,461	4,916	63,875	△12,035	60,218
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,910		△1,910
当 期 純 利 益			4,236		4,236
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
連 結 の 範 囲 の 変 動			△43		△43
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2,282	△0	2,281
当 期 末 残 高	3,461	4,916	66,157	△12,035	62,500

(単位 百万円)

	その他の包括利益累計額				新 予 約 株 権	少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	△0	—	—	△0	188	—	60,406
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,910
当 期 純 利 益							4,236
自 己 株 式 の 取 得							△0
連 結 の 範 囲 の 変 動			25	25		128	110
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	18	2	14	35	46	△17	64
当 期 変 動 額 合 計	18	2	39	60	46	110	2,500
当 期 末 残 高	18	2	39	60	235	110	62,907

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

株式会社プレナス・エムケイ

株式会社プレナスフーズ

北京好麦道餐飲管理有限公司

連結の範囲の変更

当連結会計年度より、重要性が増した北京好麦道餐飲管理有限公司（中国）を連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数 4社

PLENUS AusT PTY. LTD.

株式会社プレナスワークサービス

臺灣富禮納思股份有限公司

Plenus, Inc.

連結の範囲から除いた理由

各社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 2社

株式会社九州トーヨー

株式会社フーディフレーバー

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 6社 (非連結子会社)

PLENUS AusT PTY. LTD.

株式会社プレナスワークサービス

臺灣富禮納思股份有限公司

Plenus, Inc.

(関連会社)

PLENUS & MK PTE. LTD.

YK Food Service Co., Ltd.

持分法を適用しない理由

PLENUS AusT PTY. LTD.、株式会社プレナスワークサービス、臺灣富禮納思股份有限公司、Plenus, Inc.、PLENUS & MK PTE. LTD. 及びYK Food Service Co., Ltd. は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が異なる株式会社九州トーヨーについては、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、北京好麦道餐飲管理有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準

及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

移動平均法による原価法

時価のないもの

② デリバティブの評価基準

時価法

及び評価方法

③ たな卸資産の評価基準

先入先出法による原価法

及び評価方法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

ただし、直営店在庫のうち生鮮食品等一部の商品は最終仕入原価法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 (リース資産を除く) 定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法によっております。
- ② 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法
ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、リース取引開始日が平成21年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ④ 投資不動産 定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した賃貸用建物（附属設備を除く）については、定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売掛金その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ ポイント引当金 顧客に付与したポイント使用に備えるため、将来行使されると見込まれる額をポイント引当金として計上しております。
- ④ 株主優待引当金 将来の株主優待券利用による費用負担に備えるため、利用実績に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：商品及び原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引に関するリスク管理規定」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ方針に基づき、同一通貨で同一期日の為替予約を締結しており、その後の為替相場の変動による相関関係が確保されているため、有効性の評価を省略しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	29,284百万円
投資不動産の減価償却累計額	93百万円
2. 偶発債務	
保証債務	
加盟店等	170百万円
(当社指定業者からの仕入等の債務保証)	
当社従業員	1百万円
(銀行借入債務保証)	

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式

44,392,680株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年2月17日 取締役会	普通株式	955	25	平成26年2月28日	平成26年4月30日
平成26年8月18日 取締役会	普通株式	955	25	平成26年8月31日	平成26年10月31日
計		1,910			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

- ① 配当金の総額 955百万円
 ② 1株当たり配当額 25円
 ③ 基準日 平成27年2月28日
 ④ 効力発生日 平成27年4月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式

170,300株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金の運用については、安全性及び流動性の高い金融資産に限定しております。

なお、デリバティブ取引は、業務活動の一環としての取引に限定し、主に為替等の変動リスクに晒されている資産・負債に係るリスクを軽減することを目的としており、投機目的の取引は一切行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、主に加盟店に対する売上債権であり、回収不能リスクに晒されておりますが、長期預り保証金を担保としているため回収不能リスクは僅少であります。

投資有価証券は、余資運用目的の債券及び業務上の関係を有する取引先の株式であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、発行体の財務状況を把握しております。

長期貸付金は、主に貸借先に支払った建設協力金であり、貸借先の返済不能リスクに晒されておりますが、貸借先の返済能力を鑑み返済金額を決定しているため、契約不履行のリスクは僅少であります。

差入保証金は、主に店舗及び寮社宅に係る保証金・敷金であり、貸借先の返還不能リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

外貨建の債権及び債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引に関するリスク管理規程を遵守し、状況に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4 会計処理基準に関する事項 (4) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
(1) 現金及び預金	23,748	23,748	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,343	2,343	—
(3) 投資有価証券	628	628	—
(4) 長期貸付金	1,936	2,056	119
(5) 差入保証金	7,047	6,945	△102
資産計	35,705	35,723	17
(1) 支払手形及び買掛金	(4,912)	(4,912)	—
(2) 未払金	(3,735)	(3,735)	—
(3) 未払法人税等	(310)	(310)	—
負債計	(8,959)	(8,959)	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については取引所の価格によっております。

- (4) 長期貸付金、(5) 差入保証金

これらについては、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 投資有価証券に含まれる非上場株式(連結貸借対照表計上額461百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(3)投資有価証券には含めておりません。また、長期預り保証金は主にフランチャイズ契約等に基づき取引先から預かっている取引保証金であり、返済期間を見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、金融商品の時価等に関する事項には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、埼玉県その他の地域において、賃貸用の土地及び建物を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位 百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
2,397	1,670

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については固定資産税評価額等に基づいて自社で算定した金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

1,636円94銭

2. 1株当たり当期純利益

110円85銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年2月28日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	34,364	流動負債	16,310
現金及び預金	23,253	買掛金	5,217
商品及び製品	2,456	未払掛金	4,590
原材料及び貯蔵品	4,894	未払費用	1,735
前払費用	3	未払法人税等	299
繰延税金資産	902	未払消費税等	1,223
未収入金	407	前受入金	23
その他入金	1,694	賞与引当金	2,734
貸倒引当金	916	ポイント引当金	289
	△163	株主優待引当金	95
固定資産	53,104	株主優待引当金	76
有形固定資産	34,563	資産除去債	22
建物	23,262	固定負債	8,889
構築物	2,335	長期預り保証金	3,940
機械装置	153	資産除去債	4,351
車両運搬具	2	その他	597
工具器具備品	1,715	負債合計	25,200
土地	6,970	(純資産の部)	
建設仮勘定	123	株主資本	62,012
無形固定資産	483	資本剰余金	3,461
ソフトウェア	304	資本剰余金	4,916
電話加入権	112	資本準備金	3,881
借地権	53	その他資本剰余金	1,034
その他	12	利益剰余金	65,670
投資その他の資産	18,057	利益準備金	462
投資有価証券	639	その他利益剰余金	65,207
関係会社株	462	別途積立金	60,100
関係会社出資	1	繰越利益剰余金	5,107
長期貸付金	1,270	自己換算株式	△12,035
関係会社長期貸付金	1,825	評価・換算差額等	20
破産更生債権	3,417	その他有価証券評価差額金	18
長期前払費用	9	繰延ヘッジ損益	2
繰延税金資産	517	新株予約権	235
差入保証金	1,153		
投資不動産	6,876		
その他不動産	2,898		
貸倒引当金	284		
	△1,300	純資産合計	62,268
資産合計	87,468	負債及び純資産合計	87,468

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売上高	150,383
売上原価	71,008
売上総利益	79,374
販売費及び一般管理費	72,821
営業利益	6,553
営業外収益	1,177
受取利息	98
有価証券利益	1
受取配当金	8
固定資産の賃貸料	246
受取資産の補償	123
受取替の差益	590
その他	107
営業外費用	202
固定資産の賃貸料	92
倒債引当金の繰入	64
貸倒債の処分	7
その他	37
経常利益	7,529
特別利益	102
固定資産の売却益	8
関係会社株式の売却益	94
特別損失	951
固定資産の処分損失	308
減価償却の損失	598
その他	44
税引前当期純利益	6,680
法人税、住民税及び事業税	1,705
法人税等調整額	916
当期純利益	4,058

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金
当 期 首 残 高	3,461	3,881	1,034
当 期 変 動 額			
別 途 積 立 金 の 積 立			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	3,461	3,881	1,034

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	462	57,400	5,659	△12,035	59,864
当 期 変 動 額					
別 途 積 立 金 の 積 立		2,700	△2,700		—
剰 余 金 の 配 当			△1,910		△1,910
当 期 純 利 益			4,058		4,058
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	2,700	△552	△0	2,147
当 期 末 残 高	462	60,100	5,107	△12,035	62,012

(単位 百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△0	—	△0	188	60,053
当 期 変 動 額					
別 途 積 立 金 の 積 立					—
剰 余 金 の 配 当					△1,910
当 期 純 利 益					4,058
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	18	2	20	46	67
当 期 変 動 額 合 計	18	2	20	46	2,215
当 期 末 残 高	18	2	20	235	62,268

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針)

- | | |
|--------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | |
| (1) 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| (2) その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法 | 先入先出法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
ただし、直営店在庫のうち生鮮食品等一部の商品は最終仕入原価法による原価法 |
| 4. 固定資産の減価償却の方法 | |
| (1) 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 |
| (2) 無形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法
ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 |
| (3) リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、リース取引開始日が平成21年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 |
| (4) 長期前払費用 | 定額法 |

- (5) 投資不動産 定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した賃貸用建物（附属設備を除く）については、定額法によっております。
5. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金 売掛金その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
- (3) ポイント引当金 顧客に付与したポイント使用に備えるため、将来行使されると見込まれる額をポイント引当金として計上しております。
- (4) 株主優待引当金 将来の株主優待券利用による費用負担に備えるため、利用実績に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。
6. 重要なヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：為替予約
ヘッジ対象：商品及び原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引
- (3) ヘッジ方針 当社の内規である「デリバティブ取引に関するリスク管理規定」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法 為替予約取引については、ヘッジ方針に基づき、同一通貨で同一期日の為替予約を締結しており、その後の為替相場の変動による相関関係が確保されているため、有効性の評価を省略しております。
7. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	26,832百万円
投資不動産の減価償却累計額	297百万円
2. 偶発債務	
保証債務	
加盟店等	170百万円
(当社指定業者からの仕入等の債務保証)	
当社従業員	1百万円
(銀行借入債務保証)	
3. 関係会社に対する短期金銭債権	1,303百万円
関係会社に対する長期金銭債権	3,377百万円
関係会社に対する短期金銭債務	1,353百万円
関係会社に対する長期金銭債務	60百万円
4. 取締役及び監査役に対する金銭債務	597百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	売上高	1,343百万円
	仕入高	2,117百万円
	売上高・仕入高以外の営業取引高	82百万円
	営業取引以外の取引高	129百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数	普通株式	6,174,610株
--------------------	------	------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
資産除去債務	1,548百万円
貸倒引当金	485百万円
関係会社株式評価損	77百万円
減損損失累計額	329百万円
長期未払金	211百万円
賞与引当金	137百万円
未払事業税	30百万円
その他	283百万円
繰延税金資産小計	3,103百万円
評価性引当金	△888百万円
繰延税金資産合計	2,215百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する費用	△617百万円
その他	△36百万円
繰延税金負債合計	△653百万円
繰延税金資産の純額	1,561百万円

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第九号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第二号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後開始する事業年度から法人税率が引下げられ、事業税率は段階的に引下げられることとなりました。

これに伴い、平成27年4月1日以後開始する事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年3月1日以降解消されるものに限る)において使用する法定実効税率は、従来の35.4%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年3月1日から平成29年2月28日までのものは32.8%、平成29年3月1日以降のものについては32.1%にそれぞれ変更されます。

なお、この法定実効税率の変更による当事業年度末の一時差異等を基礎として繰延税金資産及び繰延税金負債を再計算した場合の影響は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員等の兼任	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	有限会社桜商事	なし	なし	当社の加盟店	当社商品の販売	41	売掛金	3

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1. 取引条件は他の加盟店と同一であります。
 2. 当社代表取締役塩井末幸氏の近親者が議決権の66.67%を直接所有しております。
 3. 取引金額には消費税等が含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員等の兼任	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	有限会社タツダフーズ	なし	なし	当社の加盟店	当社商品の販売	26	売掛金	2

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1. 取引条件は他の加盟店と同一であります。
 2. 当社代表取締役塩井末幸氏の近親者が議決権の60.00%を直接所有しております。
 3. 取引金額には消費税等が含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員等の兼任	事業上の関係				
役員の近親者	本川 哲平	なし	なし	当社の加盟店	当社商品の販売	27	売掛金	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1. 取引条件は他の加盟店と同一であります。
 2. 当社代表取締役本川嘉史氏の一親等の親族であります。
 3. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 子会社等

属性	会社等 の名称	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員等 の兼任	事業上 の関				
子会社	株式会社 プレナス・ エムケイ	所有 直接87.8	兼任 1名	食 材 等 の 販 売	資金の 貸付	—	長期 貸付金	2,222
					貸付金利 の受取	25	未 収 金	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1. 資金の貸付条件については、貸付金利は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 取引金額及び期末残高には、消費税等が含まれておりません。
3. 資金の貸付に対して1,288百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において59百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

属性	会社等 の名称	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員等 の兼任	事業上 の関				
子会社	株式会社 プレナス フーズ	所有 直接100.0	兼任 1名	原 材 料 の 加 工 委 託 取 引	原材料 支給	10,418	未 収 金	983
					商品 の 購 入	10,418	未 払 金	983
					加工委 託 手 数 料 (注2)	2,102	買 掛 金	338
					物 流 手 数 料	38	未 払 金	4
					資金 の 貸 付	—	短 期 貸 付 金	130
						—	長 期 貸 付 金	1,154
貸付金利 の受取	12	未 収 金	—					

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等については、当社提示の単価をもとに一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 当加工委託取引は、売上高と売上原価を相殺して純額にて売上原価を計上する方法を採用しておりますが、当「関連当事者との取引」では総額で記載しております。

3. 資金の貸付条件については、貸付金利は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
4. 取引金額には消費税等が含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,623円14銭
2. 1株当たり当期純利益	106円19銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年4月3日

株式会社 プレナス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 馬場 正宏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松嶋 敦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 甲斐 祐二 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プレナスの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プレナス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年4月3日

株式会社 プレナス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 馬場 正宏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松嶋 敦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 甲斐 祐二 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プレナスの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年4月9日

株 式 会 社 プ レ ナ ス 監 査 役 会

常勤監査役 松 永 宏 昭 ㊟

常勤監査役 高 橋 勉 ㊟

社外監査役 村 田 純 一 ㊟

社外監査役 礮 山 誠 二 ㊟

社外監査役 吉 戒 孝 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」に移行し、取締役会の監督機能の強化を図り、経営の透明性の確保と効率性の向上を図ると共に、業務執行取締役に対し業務執行の決定権限を大幅に委任することにより、経営の迅速化並びに権限と責任の明確化を図りたく存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

また、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）による改正後の会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款の一部を変更するものであります。

その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

なお、責任限定契約にかかる定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p>	<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> < 削 除 > 3. <u>会計監査人</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会</p>
<p>(員数) 第17条 当社の取締役は15名以内とする。</p>	<p>(員数) 第17条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役は15名以内とする。</p>
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">② <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p>
<p>(選任) 第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>(選任) 第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p style="text-align: center;">② < 記載省略 ></p>	<p style="text-align: center;">② < 現行どおり ></p>
<p style="text-align: center;">③ < 記載省略 ></p>	<p style="text-align: center;">③ < 現行どおり ></p>
<p>(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(任期) 第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(招集権者及び議長) 第21条 < 記載省略 ></p> <p style="text-align: center;">② < 記載省略 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 < 現行どおり ></p> <p style="text-align: center;">② < 現行どおり ></p> <p style="text-align: center;">③ <u>第1項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p>
<p>(招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">(監査等委員会の招集通知)</p>
	<p>第23条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜ 新 設 ＞</p>	<p style="text-align: center;">② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(決議の方法)</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p>
<p>第23条 ＜ 記載省略 ＞</p>	<p>第24条 ＜ 現行どおり ＞</p>
<p style="text-align: center;">＜ 新 設 ＞</p>	<p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p>
<p>(取締役会議事録)</p>	<p>第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第24条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会議事録)</p>
<p>第25条 ＜ 記載省略 ＞</p>	<p>第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p style="text-align: center;">＜ 新 設 ＞</p>	<p>第27条 ＜ 現行どおり ＞</p>
<p>(報酬等)</p>	<p>(監査等委員会規則)</p>
<p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第28条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第27条 ＜ 記載省略 ＞</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第28条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p>
<p>第27条 ＜ 記載省略 ＞</p>	<p>第30条 ＜ 現行どおり ＞</p>
<p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p style="text-align: center;">＜ 削 除 ＞</p>
<p>(員数)</p>	<p style="text-align: center;">＜ 削 除 ＞</p>
<p>第28条 <u>当会社の監査役は5名以内とする。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
(選任)	
第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。	< 削 除 >
② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	< 削 除 >
(任期)	
第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	< 削 除 >
② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	< 削 除 >
(常勤の監査役)	
第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	< 削 除 >
(招集権者)	
第32条 監査役会は予め招集権者を定めることができる。但し、他の監査役が招集することを妨げない。	< 削 除 >
(招集通知)	
第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	< 削 除 >
(決議の方法)	
第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	< 削 除 >
(監査役会議事録)	
第35条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	< 削 除 >
(監査役会規則)	
第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	< 削 除 >
(報酬等)	
第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	< 削 除 >

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の責任免除)	
第38条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>	< 削 除 >
② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u>	< 削 除 >
第6章 会計監査人	第5章 会計監査人
第39条 < 記載省略 >	第31条 < 現行どおり >
第40条 < 記載省略 >	第32条 < 現行どおり >
(報酬等)	(報酬等)
第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第7章 計 算	第6章 計 算
第42条 < 記載省略 >	第34条 < 現行どおり >
第43条 < 記載省略 >	第35条 < 現行どおり >
第44条 < 記載省略 >	第36条 < 現行どおり >
< 新 設 >	附 則
< 新 設 >	第1条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件

第1号議案定款一部変更の件の承認可決を条件として、当社は「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。つきましては、取締役全員（11名）は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）9名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案定款一部変更の件が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	塩井辰男 (昭和39年1月21日生)	昭和63年1月 当社入社 平成3年3月 商品部長 平成3年5月 取締役商品部長 平成10年5月 常務取締役営業企画部長 平成12年5月 専務取締役商品・企画担当 平成14年3月 専務取締役営業担当 平成15年5月 代表取締役社長 現在に至る 重要な兼職の状況 株式会社プレナス・エムケイ代表取締役社長 株式会社九州トーヨー代表取締役社長 北京好麦道餐飲管理有限公司董事長	1,249,661株
2	塩井高明 (昭和41年12月15日生)	平成2年12月 当社入社 平成7年3月 C S 営業部長 平成10年5月 取締役C S 営業部長 平成14年6月 常務取締役商品・企画担当 営業企画部長兼店舗設備部長 平成15年5月 専務取締役商品・企画担当 営業企画部長 平成18年3月 専務取締役商品・企画担当兼やよい軒 営業担当 平成20年3月 専務取締役商品・物流担当兼やよい軒 営業担当 平成21年3月 専務取締役やよい軒営業・商品・情報 システム担当 平成22年3月 専務取締役やよい軒営業・商品・物 流・情報システム担当 平成25年2月 専務取締役商品・営業企画・商品開発 担当 現在に至る	1,762,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	すず き ひろし 鈴木 博 (昭和30年7月24日生)	昭和54年4月 北海道ダイエー株式会社(現 株式会社ダイエーに合併)入社 平成8年7月 株式会社ほっかほっか亭(現 株式会社プレナスに合併)営業企画部長 平成10年4月 同社取締役営業企画部長 平成15年5月 当社取締役 平成15年5月 株式会社ほっかほっか亭(現 株式会社プレナスに合併)常務取締役管理統括本部長 平成16年1月 当社取締役経理担当兼経営管理室長 平成16年10月 取締役経理・経営管理担当 現在に至る	3,099株
4	おお くす やす ひろ 大 楠 泰 弘 (昭和36年6月10日生)	昭和60年4月 株式会社ほっかほっか亭九州地域本部(現 株式会社プレナスに合併)入社 平成15年3月 当社経理部長 平成17年5月 取締役総務担当兼法務部長 平成20年4月 取締役総務・人事担当兼法務部長 平成21年3月 取締役総務・法務・人事担当 現在に至る	7,900株
5	た ぶち たけし 田 淵 豪 (昭和39年2月5日生)	平成3年4月 当社入社 平成12年6月 株式会社ほっかほっか亭(現 株式会社プレナスに合併)転籍 平成15年10月 当社に出向 商品開発部長 平成16年3月 当社商品開発部長 平成20年5月 取締役営業企画部長 平成21年3月 取締役営業企画・商品開発担当 平成25年2月 取締役やよい軒営業・海外事業担当 平成25年9月 取締役やよい軒営業・やよい軒FC開発・海外事業担当 平成26年9月 取締役やよい軒(営業・FC開発・業務)・海外事業担当 現在に至る	5,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
6	たち はな ひで のぶ 立 花 英 信 (昭和35年2月6日生)	昭和62年3月 当社入社 平成16年3月 ほっかほっか亭第三営業部長 平成20年5月 取締役QC部長 平成21年3月 取締役QC・物流担当 平成22年3月 取締役営業統括本部長 (RC・PC統括)・QC担当 平成24年2月 取締役営業統括本部長 (RC・PC統括)・採用・QC担当 平成24年11月 取締役営業統括本部長 (RC・PC統括)・QC担当 平成25年2月 取締役営業統括本部長 (RC・PC統括)・QC・物流・情報システム担当 平成25年12月 取締役営業統括本部長 (RC・PC統括)・QC・物流・情報システム・店舗ソリューション企画担当 現在に至る	5,100株
7	ふ やま みのる 布 山 稔 (昭和26年8月22日生)	平成4年12月 株式会社ほっかほっか亭(現 株式会社ブレナスに合併)入社 長野事業本部長 平成13年5月 同社取締役店舗開発部長 平成15年9月 当社入社 平成15年9月 株式会社ほっかほっか亭(現 株式会社ブレナスに合併)に出向 店舗開発部長 平成18年3月 当社ほっかほっか亭営業統括本部 東日本第一営業部長 平成22年5月 取締役店舗開発・店舗設備担当 平成24年11月 取締役営業統括本部長 (FC開発統括)・立地開発・店舗設備担当 現在に至る	3,400株
8	かね こ し ろう 金 子 史 朗 (昭和35年1月19日生)	昭和60年4月 株式会社ほっかほっか亭九州地域本部 (現 株式会社ブレナスに合併)入社 平成12年6月 株式会社ほっかほっか亭(現 株式会社ブレナスに合併)転籍 平成16年3月 当社ほっかほっか亭東日本FC営業部長 平成18年3月 業務部長 平成21年3月 人事部長 平成24年5月 取締役営業統括本部長 (FC統括) 現在に至る	11,466株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
9	なが ぬま こう いち ろう 長 沼 孝 一 郎 (昭和20年1月4日生)	<p>昭和56年8月 株式会社旭通信社（現 株式会社アサツー ディ・ケイ）入社</p> <p>平成10年3月 同社取締役</p> <p>平成12年3月 同社常務取締役</p> <p>平成13年9月 同社代表取締役社長</p> <p>平成22年3月 同社代表取締役会長</p> <p>平成23年1月 同社取締役会長</p> <p>平成23年3月 同社取締役・取締役会議長</p> <p>平成24年3月 同社代表取締役・取締役会議長</p> <p>平成25年3月 同社取締役・取締役会議長</p> <p>平成26年4月 同社代表取締役・取締役会議長</p> <p>平成26年5月 当社取締役 現在に至る</p> <p>平成27年3月 株式会社アサツー ディ・ケイ最高顧問 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 株式会社アサツー ディ・ケイ最高顧問</p>	100株

(注) 1. 取締役候補者塩井辰男氏と当社との間の特別の利害関係について

- (1) 塩井辰男氏は、株式会社プレナス・エムケイの代表取締役社長を兼務し、当社と当社との間で不動産の賃貸、商品の販売、資金の貸付け等の取引関係があります。
 - (2) 塩井辰男氏は、株式会社九州トーヨーの代表取締役社長を兼務し、当社と当社との間で無洗米機械装置の賃借等の取引関係があります。
 - (3) 塩井辰男氏は、北京好麦道餐飲管理有限公司の董事長を兼務し、当社と当社との間でフランチャイズ契約に基づく取引等の取引関係があります。
2. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 長沼孝一郎氏は、社外取締役候補者であります。
- (2) 社外取締役候補者とした理由

長沼孝一郎氏は、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験と高い識見を当社取締役会における適切な意思決定及び経営監督に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (3) 長沼孝一郎氏は、株式会社アサツー ディ・ケイの最高顧問であり、当社との間で同社を広告代理店とする取引がありますが、その取引高は同社の売上高の1%未満であります。
- (4) 社外取締役候補者が取締役に就任してからの年数
長沼孝一郎氏の取締役の在任期間は1年であります。
- (5) 長沼孝一郎氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員候補者であります。

- (6) 第1号議案定款一部変更の件の承認可決を条件として、長沼孝一郎氏の選任が承認可決された場合、当社は、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約の概要は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、法令に定める最低限度額を限度として、損害賠償責任を負うものです。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案定款一部変更の件の承認可決を条件として、当社は「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案定款一部変更の件が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	たか はし つとむ 高 橋 勉 (昭和29年7月20日生)	昭和53年4月 株式会社福岡銀行入行 平成9年10月 同行月隈支店長 平成13年10月 同行粕屋支店長 平成15年7月 同行人事総務部長代理 平成18年4月 同行人事部主任調査役 当社に出向 平成18年5月 当社内部監査室長 平成19年4月 当社入社 内部監査室長 平成21年3月 法務部長 平成22年3月 総務部長 平成24年5月 常勤監査役 現在に至る	1,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	いそ やま せい じ 磯山 誠 二 (昭和26年6月22日生)	<p>昭和50年4月 株式会社西日本相互銀行（現 株式会社西日本シティ銀行） 入行</p> <p>平成7年1月 同行博多駅前支店長</p> <p>平成9年6月 同行地域開発室長</p> <p>平成12年4月 同行広報室長</p> <p>平成15年6月 同行博多支店長</p> <p>平成16年6月 同行取締役</p> <p>平成19年5月 当社監査役 現在に至る</p> <p>平成19年6月 株式会社西日本シティ銀行常務取締役</p> <p>平成21年6月 同行専務取締役</p> <p>平成22年6月 同行代表取締役専務</p> <p>平成25年6月 同行代表取締役副頭取 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 株式会社西日本シティ銀行代表取締役副頭取</p>	1,200株
3	よし かい たかし 吉 戒 孝 (昭和28年12月14日生)	<p>昭和52年4月 株式会社福岡銀行入行</p> <p>平成17年6月 同行取締役総合企画部長</p> <p>平成18年6月 同行執行役員総合企画部長</p> <p>平成18年11月 同行常務執行役員</p> <p>平成18年12月 同行取締役常務執行役員</p> <p>平成19年4月 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ取締役</p> <p>平成21年4月 同社取締役執行役員</p> <p>平成22年4月 株式会社福岡銀行取締役専務執行役員</p> <p>平成23年4月 同行代表取締役副頭取 現在に至る</p> <p>平成23年5月 当社監査役 現在に至る</p> <p>平成24年4月 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ代表取締役副社長 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ 代表取締役副社長 株式会社福岡銀行代表取締役副頭取</p>	500株

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 磯山誠二及び吉戒 孝の両氏は、社外取締役候補者であります。

(2) 社外取締役候補者とした理由

礪山誠二及び吉戒 孝の両氏につきましては、銀行経営に携わるなど見識も幅広く、経営全般に関して社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断するためであります。

(3) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実

① 礪山誠二氏が株式会社西日本シティ銀行取締役在任中、同行において、行員による顧客の現金着服などの不祥事件が発生いたしました。当該事案に関し同氏を含む同行経営陣は、関係当局への通報・届出、不祥者の懲戒解雇処分を行った他、リスク管理態勢の強化・見直し、再発防止策の策定を行いました。

② 吉戒 孝氏が株式会社福岡銀行取締役在任中、同行において、行員による顧客の現金着服などの不祥事件が発生いたしました。当該事案に関し同氏を含む同行経営陣は、関係当局への通報・届出、不祥者の懲戒解雇処分を行った他、リスク管理態勢の強化・見直し、再発防止策の策定を行いました。

(4) 社外取締役候補者が監査役に就任してからの年数

① 礪山誠二氏の監査役在任期間は8年であります。

② 吉戒 孝氏の監査役在任期間は4年であります。

(5) 礪山誠二及び吉戒 孝の両氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員候補者であります。

(6) 第1号議案定款一部変更の件の承認可決を条件として、高橋 勉、礪山誠二及び吉戒 孝の3氏の選任が承認可決された場合、当社は、これら3氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約の概要は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、法令に定める最低限度額を限度として、損害賠償責任を負うものです。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成26年5月28日開催の第54期定時株主総会にて年額350百万円以内（うち、社外取締役分は年額20百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、第1号議案定款一部変更の件の承認可決を条件として、当社は「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額を廃止し、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、経済情勢等諸般の事情を考慮いたしまして、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）の報酬額を年額350百万円以内（うち、社外取締役分は年額20百万円以内）と改定させていただきたいと存じます。

また、平成22年5月25日開催の第50期定時株主総会において、前記の当社取締役の報酬額とは別枠で、当社取締役にストックオプションを付与するための報酬額を年額70百万円以内とすることにつきご承認いただいておりますが、同様に、当該ストックオプションの報酬額を廃止し、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、経済情勢等諸般の事情を考慮いたしまして、取締役（社外取締役を除く）に対する報酬等として、当該決議におけるものと同等の内容のストックオプションを付与するための報酬額を、上記年額350百万円以内（うち、社外取締役分は年額20百万円以内）の報酬額とは別枠で年額70百万円以内と定めるものといたしたいと存じます。

なお、取締役の上記年額350百万円以内（うち、社外取締役分は年額20百万円以内）の報酬額には、業績連動報酬が含まれるものとし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

また、現在の取締役は11名（うち、社外取締役1名）ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち、社外取締役1名）となります。年額350百万円以内（うち、社外取締役分は年額20百万円以内）の報酬額に基づく支給対象となる取締役は9名（うち、社外取締役1名）であり、ストックオプションを付与するための報酬額である年額70百万円の報酬額に基づく支給対象となる取締役は8名（社外取締役は含まない）であります。

本議案の決議の効力は、第1号議案定款一部変更の件が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第1号議案定款一部変更の件の承認可決を条件として、当社は「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、経済情勢等諸般の事情を考慮いたしまして、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内と定めることとさせていただきます。と存じます。

なお、現在の監査役は5名ですが、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

また、本議案の決議の効力は、第1号議案定款一部変更の件が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

以 上

株主総会会場ご案内図



■会場

福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」
TEL (092) 714-1111

■交通

- 地下鉄七隈線渡辺通駅より徒歩1分
- 地下鉄空港線天神駅より徒歩15分
- 西鉄大牟田線西鉄薬院駅より徒歩5分
- 西鉄バス渡辺通1丁目停留所または柳橋停留所より徒歩1分

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

